

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「明光和親」を企業理念とし、公正明朗を旨とした企業活動により事業を通じて広く社会に貢献する事業体の実現を目指すという理念のもと企業価値の向上を図ることが、全てのステークホルダーの期待に応えるものと認識し、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題としております。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み・指針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、実効性のあるコーポレートガバナンスの構築に努めてまいります。

※「コーポレートガバナンス・ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.meiwa.co.jp>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 プラットフォーム・招集通知英訳】

現時点では、議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、議決権の電子行使プラットフォームは採用しておりません。招集通知の英訳については、狭義の招集通知ならびに参考書類の英訳は策定しておりますが、事業報告ならびに計算書類等の添付書類については、内容の正確性担保のための策定期間の問題等により実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家比率などの動向により、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 CEOの後継者計画】

最高経営責任者(社長)の承継は、経営理念を踏まえて適切に行われており、取締役会において社長に相応しい資質を有するかどうかの十分な審議を経て決定しております。今後は、社長の後継者計画の策定・運用ならびに後継者候補の計画的な育成に関しても、取締役会が主体的に取り組んでいくことを課題とし検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・株式報酬】

取締役の報酬については、報酬諮問委員会および監査等委員会の提言を尊重した上で、役員報酬制度に基づき取締役会にて決定しております。今後も、中長期的な業績連動や自社株報酬の導入など、より健全なインセンティブが機能する仕組みの構築に向けて、検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

CEO(社長)の選任は、取締役会において十分な審議を経た上で決定しております。今後は、取締役会が、客観性・適時性・透明性ある手続を明確にし、十分な時間と資源をかけて資質を備えた社長を選任することを課題として検討してまいります。

【補充原則4-10-1 諮問委員会】

当社は、独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、取締役(監査等委員を除く)の選任議案の株主総会への提出の決定に際しては、事前に監査等委員会の意見を聴取した上で取締役会にて審議を行っており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っており、現行の仕組みで適切に機能しているため任意の指名諮問委員会は設置していません。なお、取締役(監査等委員を除く)報酬については、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬諮問委員会を設置し、制度及び個別の報酬額等について審議を行っています。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

国籍・人種・性別にとらわれず、能力・見識・経験に優れた方を取締役に選定しております。現在は、全員が男性で日本人ですが、大半が海外勤務の経験があり、国際的な知見や経験を有しております。ジェンダーの面については、引き続き検討してまいります。また、監査等委員は、適切な経験と能力を有している方を選任しており、現在は、財務・会計に関する十分な知見を有している方を2名選任しております。

取締役会の実効性に関する分析・評価については、毎年、自己評価をもとに外部機関にて分析・評価を行い、機能の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

特定の事項を開示すべきとする原則の開示については、以下のとおりです。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載しております。(<https://www.meiwa.co.jp>)

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、毎年、取締役会において、個別に保有の目的と保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証しており、2019年度は保有する26銘柄全てについて実施した結果、16銘柄について売却を実施いたしました。保有目的が確認された10銘柄についても、再度、保有意義を見極めた上で縮減を検討してまいります。なお、縮減に関する方針及び議決権の具体的な基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第一章をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第一章をご参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度の適正な運営を図るため、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、適切に分散した資産配分による運用を行っています。年金資産の運用状況については、財務ならびに人事部門の担当役員、事務担当部門責任者及び担当者が、

四半期毎に運用委託機関より報告を受け管理しています。また、実務担当部門では、関連するセミナーへの出席等により専門性の向上を図っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念・戦略・計画

当社の企業理念ならびに中期経営計画を、当社ウェブサイトに掲載しております。(https://www.meiwa.co.jp)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

本報告書の「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役報酬決定の方針と手続

(4)取締役選解任・指名の方針と手続

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第三章をご参照ください。

(5)経営陣の選解任・指名理由

取締役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴ならびに兼職の状況とともに取締役候補者とした理由を記載しております。

取締役の解任にあたっては、株主総会の解任議案に、解任理由を記載します。

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準・資質】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章および別紙1「社外取締役の独立性基準」をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模】

【補充原則4-11-2 役員の上場会社役員の兼任状況】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章をご参照ください。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価】

当社では、取締役会は、1年に1度その実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしております。2020年3月期は、取締役全員（監査等委員である取締役を含む）を対象とし、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク管理、業績モニタリングと経営陣の報酬、株主等との対話の5項目に対し、当事者の忌憚のない意見を引き出し客観的な分析を担保するために、外部機関に依頼してアンケートを実施した結果、取締役会の実効性は概ね確保できていることを確認しました。なお、昨年度、改善に取り組みしました必要な情報提供、企業行動規範の遵守・周知、内部通報制度、株主との建設的な対話については、引き続きさらなる改善に向けた取組を行います。また、今年度は、重要な経営戦略・事業戦略に関する包括的かつ多角的な観点からの検討についても、さらなる改善に向けて取組を行い、引き続き取締役会の実効性を向上させてまいります。

【補充原則4-14-2 役員のトレーニング方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第四章をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第五章および別紙2「株主との建設的な対話に関する方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	13,806,291	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,651,050	11.14
AGC株式会社	3,849,100	9.22
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,687,900	4.04
東京海上日動火災保険株式会社	1,557,292	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463,804	3.51
BBH FOR FIDELITY PORITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,238,400	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,217,600	2.92
株式会社三菱UFJ銀行	956,800	2.29
三菱UFJ信託銀行株式会社	840,000	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式数のうち4,079,000株は、三菱ケミカル株式会社の退職給付信託口であり、三菱ケミカル株式会社が議決権に関する指図権を有しております。

3. 企業属性

--

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南 敏文	弁護士											
今野 将人	他の会社の出身者							○	○			
鳥居 真吾	他の会社の出身者							○	○			
菅 秀章	他の会社の出身者								○			
岩村 和典	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 敏文		○	――	南氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判

				断し、独立性基準にも抵触しないため、独立役員として指定しております。
今野 将人			今野氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。	今野氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の化学品関連事業に関する幅広い経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役として選任しております。
鳥居 真吾	○		鳥居氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。	鳥居氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
菅 秀章	○	○	菅氏は、AGC株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満であり、独立性基準には抵触せず株主や投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、概要の記載を省略します。	菅氏は、長年にわたるAGC株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役として選任し、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
岩村 和典	○		岩村氏は、三菱ケミカル株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で2.3%であるため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定していません。但し、同氏は経営を監督する監査役の補助業務に就いており、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。	岩村氏は、長年にわたる三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しているとともに、経営を監督する監査役の補助業務や監査役の経験により、豊富な経験と知識を有しております。これらを通じて得た経験と知識を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」)を配置しております。補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、代表取締役が監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定することとしております。補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施することとしており、執行部門からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会は、コンプライアンスやリスク管理の状況等について、コンプライアンス委員会及び所管部門等から、定期的または必要に応じて報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任体制を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。委員は、3名以上、その過半数は社外取締役と定めており、今年度の委員は2020年6月25日開催の取締役会において、吉田毅代表取締役社長が委員長に、独立役員である南敏文、菅秀章の両取締役、今野将人社外取締役が選定されております。委員会は、原則として年4回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び取締役でない執行役員の報酬の水準や制度等に関して、取締役会に対し提案、助言または提言を行うとともに、業務執行取締役及び取締役でない執行役員の業績と定性面について個別に評価を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに定める「社外取締役の独立性基準」の要件を充たす社外取締役は、全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、基本報酬と前期の業績に基づく業績連動報酬によって構成されております。業績連動報酬は、親会社株主に帰属する連結当期純利益、中期経営計画の事業戦略の達成状況等を指標に、報酬諮問委員会が個別に評価し取締役会にて決定しております。中長期的な業績連動や自社株報酬等は導入しておりませんが、健全なインセンティブが機能する仕組みを検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2019年度の取締役の報酬等の総額は、取締役（監査等委員を除く）7名に対し101百万円、取締役（監査等委員）4名に対し41百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 監査等委員でない取締役
株主総会の決議により監査等委員でない取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。監査等委員でない各取締役の報酬額は、取締役会で決定しており、基本報酬及び連結・単体の業績と各取締役の功績を総合的に勘案して決定する変動報酬により構成されております。尚、社外取締役は、その立場に鑑み基本報酬のみとなっております。当社は2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬総額については、年額3億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）と決定しております。

(2) 監査等委員である取締役
株主総会の決議により監査等委員である取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議で決定しており、その役割・職務に鑑み、基本報酬のみとなっております。尚、常勤の監査等委員については、基本報酬及び連結・単体の業績に基づく変動報酬により構成されております。当社は2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬総額については、年額1億円以内と決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員でない社外取締役に対しては取締役会事務局が、監査等委員の社外取締役に対しては監査等委員会事務局が、それぞれサポートしております。全ての社外取締役に対し、取締役会等の主要会議に係る開催案内及び資料の事前配布を行い、必要に応じて内容の事前説明を行うとともに、必要な情報については都度、報告を行っております。加えて、監査等委員である社外取締役には、監査等委員会・会計監査人監査報告会・決算概要説明会等の開催案内及び資料の事前配布を行い、経営会議等の審議結果や必要な情報については、都度、常勤の監査等委員ならびに監査等委員会事務局より報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
大友 伸彦	顧問	業務執行には関与せず、対外的な関係の維持や必要に応じて経験に基づいた助言等を行う。	非常勤	2020/3/31	2021年6月開催予定の定時株主総会開催日まで（取締役退任後1年間）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1 名

その他の事項 更新

社内取締役を退任した方については、取締役会において顧問に選定できることとしており、任期は1年間となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 企業統治の体制の概要
当社は、監査等委員会を置く監査等委員会設置会社であり、取締役9名（うち、監査等委員である取締役4名）のうち5名（うち、監査等委員である取締役3名）を社外より選任し、社外取締役として当社の経営に対し有益な意見や率直な指摘を頂くことで、経営監督機能の強化に努めております。また、定款の定めに基づき取締役会で決議することにより、取締役への重要な業務執行の決定の委任を図り、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行の迅速化を図る体制としております。

(2) 取締役会の活動の状況
取締役会は、毎月1回開催されており、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定と経営監督を行いモニタリング機能の強化を諮っており、直近1年においては、社外取締役1名が1回欠席したのみであり、他の取締役は全員が100%出席しております。

(3) 各種委員会の設置及び活動の状況
コーポレート・ガバナンス体制を補完するため、報酬諮問委員会、コンプライアンス委員会、内部統制事務局、安全保障貿易管理委員会等を設置しております。報酬諮問委員会は、1. (4)ロに記載のとおりです。コンプライアンス委員会は、取締役会で社内取締役から選定されたコンプライアンス統括責任者を委員長として、業務部門管掌取締役、総務人事部長、監査部長で構成しており、コンプライアンス体制の確立・浸透・定着・強化を図っております。内部統制事務局は、取締役会で社内取締役から統括責任者を選定し、金融商品取引法に係る内部統制を整備・維持・向上するため、必要な手続きの整備・運用・評価を適切に実施するための管理を行っております。安全保障貿易管理委員会は、取締役会で社内取締役から委員長を選定し、国際的な平和及び安全の維持管理を目的とする安全保障貿易管理を適切に実施するために輸出入取引等の管理を行っております。

(4) 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査部8名が、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、当社及び当社グループ会社に対する業務監査により確認しており、監査計画及びその結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告します。また、金融商品取引法に定める内部統制システムの評価を行っており、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告します。

(5) 監査等委員会の活動の状況

当社の監査等委員会は、取締役4名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の活動の実効性の確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を置き、常勤の監査等委員は毎月2回開催される経営会議の他、重要な会議に出席し、経営の執行状況を厳正に監視するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視を通じて、取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、業務執行が適正に遂行されているかどうかを監査しております。監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期的に情報及び意見の交換を行い、監査結果の報告を受け、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理の状況等について、コンプライアンス委員会及び所管部門等から、定期的または必要に応じて報告を受けます。また、監査等委員会の業務をサポートするため、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の円滑な職務遂行を支援します。

(6) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を、有限責任監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者の構成については、業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員・業務執行社員の早川英孝氏及び大竹貴也氏の2名、執行社員以外の監査従事者は公認会計士3名及びその他4名です。会計監査人は、財務報告に係る内部統制やコーポレートガバナンスに関する取組み等について、担当取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。

(7) 社外取締役

当社は、客観的な立場から豊富な見識や幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役9名のうち5名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選任しております。これらの社外取締役については、本人と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。これらの社外取締役は、いずれも当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っております。また、取締役会において、コンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べております。また、監査等委員である社外取締役は、常勤の監査等委員、監査室及び会計監査人と連携をとって監査を行うこととしており、経営の健全性・適正性の確保に努めております。

なお、当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、8百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化のため様々な施策に取り組んでまいりましたが、取締役会において議決権を有する社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、業務執行の適法性ならびに妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会の適切な監督のもとで業務執行の迅速化を図り効率的・機動的な意思決定を行うため、代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委任が可能となる監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2016年1月26日開催の取締役会において、定時株主総会は毎年6月25日に開催することとし、当該日が土・日・月曜日の場合は、直後の火曜日の開催とする方針を決議しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類の全文を、東京証券取引所及び当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。
その他	株主総会招集通知の全文を、発送日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。2020年6月25日開催の株主総会招集通知は、6月3日に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を定め、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書を始め、投資家の参考になる情報を当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部をIR担当部門とし、コーポレート部門長が内部情報取扱責任者を務めております。	
その他	コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて株主との建設的な対話に関する基本方針を定め、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及びコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーの権利・立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年5月に環境ISO14001を取得し、以降、環境保全活動を継続するとともに、企業を取り巻く社会的責任を果すため、適切なコンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針を定め社内に周知徹底するとともに、当社ウェブサイト(https://www.meiwa.co.jp)に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。取締役会で決議した基本方針は、以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定める。
- (2) コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行う。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとする。
- (4) コンプライアンス担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により所管グループ各社を含め、実効性の確保に努める。
- (5) 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。
- (6) 反社会的勢力の排除を「役職員行動規範」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- (1) 「文書取扱規定」に基づき、管理責任者は、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。
株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- (2) 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書取扱規定」及び「文書保存基準」に基づき適正に保存・管理する。
- (3) 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報処理規定」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- (4) 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 職務執行に伴うリスクについては、商品価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスクなど様々なリスクがあり、リスク毎に責任部署を定めて対応する。
- (2) 取引・信用管理・見越極度管理等については、リスク管理に関する規定を定める。
- (3) 執行役員は各業務執行部門を指揮し、リスク区分に対応するコーポレート部門の各部との連携を保ち社内諸規定を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。
- (4) 事業部門は、諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。権限を越える職務を行う場合は、経営会議もしくは取締役会による決裁を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理する。
- (5) コーポレート部門は、リスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- (6) 監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査するための監査計画、及びその結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
- (2) 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から執行役員、部門長、支店長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。
- (3) 定款において取締役会での決議の省略（書面決議）を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (4) 職務遂行に係る権限の委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。
- (2) 使用人は「コンプライアンス基本規定」により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、業務執行部門の責任者に報告するものとする。
- (3) コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
- (4) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

6. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の管理は、「事業投資管理規定」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
子会社の管理責任は事業を所管する部門長、事業部長、部長が負い、部門長等が指名する者が子会社の経営に遺漏のない管理を行う。
子会社を所管する部門、事業部、部は、会議への出席等を通じて経営戦略について情報の共有と連携を図る。
子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに所管部門長等へ報告を行う。
子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果について所管部門長、コーポレート部門長等に報告する。
所管部門等は子会社の重要事項を所管部門長等に報告・経伺し審議を行う。特に重要な事項については経営会議もしくは取締役会において審議を行う。
- (2) 当社の「役職員行動規範」に準じ、各子会社の特性を踏まえた自社の「役職員行動規範」の策定を指導し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (3) 監査部は子会社の内部統制の有効性を監査するための監査計画、及びその結果を社長及び監査等委員会ならびに各業務執行部門の責任者に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 代表取締役は、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- (2) 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定する。
- (3) 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施する。

8. 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議ほか全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。

- (2)取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会が求める重要な書類については、速やかに監査等委員会に提出する。
- (3)取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
- (4)取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (5)子会社の役職員が、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
- (6)監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ執行役員及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- (7)執行役員及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (8)監査等委員会は、執行役員による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。
- (9)監査等委員会に報告・相談を行った取締役(監査等委員を除く)及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

代表取締役は、監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- (2)監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができる。
- (3)監査等委員会は、コーポレート部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。
- (4)監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して断固たる態度で対応することとし、以下の体制を整備しております。

- (1)従業員の反社会的勢力への意識を高めるため、「役職員行動規範」にその旨を定め、周知徹底を図っております。
- (2)反社会的勢力との取引を遮断するため寄付や団体加入、図書・出版物の購入については規定を定め、内部監査を実施することにより遵守状況の確認を行っております。
- (3)管轄警察署、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携のもとに対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

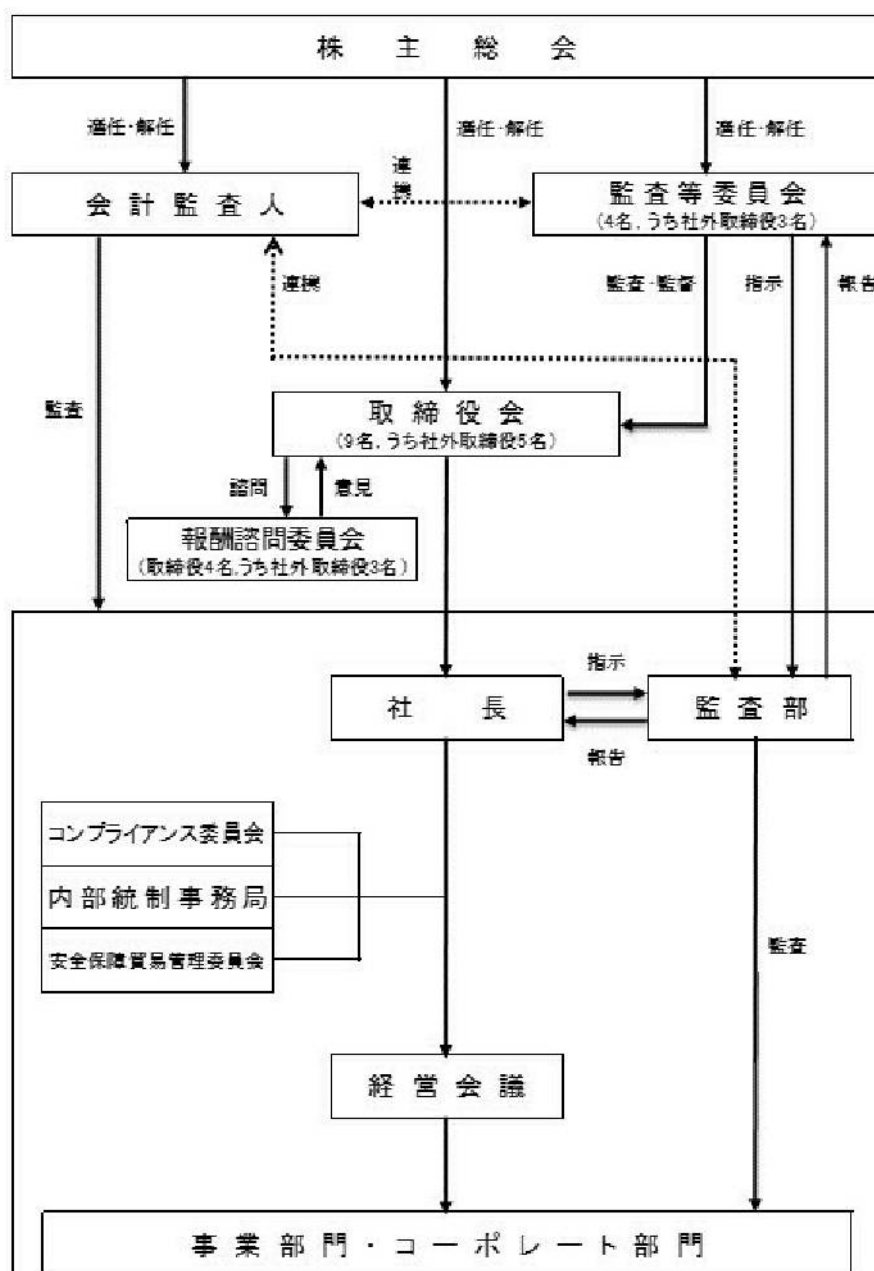
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、内部情報管理に関する規定を基に内部情報取扱責任者を設置し、子会社も含めた当社グループの情報管理の一元的管理と適時開示の体制を整え、情報開示に当っては東京証券取引所が定める開示基準を準用して開示項目・内容を明確にするとともに、金融商品取引法その他関連法規ならびに諸通達を遵守して、迅速・正確かつ公正な開示を行うよう定め運用しております。

また、社内におけるチェック機能として、社長直轄の監査部が設置されており、情報開示プロセスを初め内部統制全般について定期的な内部監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

